

## 随意契約に関する基準

- 1 契約の性質又は目的が競争に適しないとき。
- 2 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないとき。
- 3 現に履行中の工事、製造、加工若しくは修理又は物品の購入に関する契約でこれを他の者に分割して履行させることが不利であるとき。
- 4 業者が連合して不当な競争をするおそれがあるとき。
- 5 随意契約によるときは時価に比べて著しく有利な価格で契約できる見込があるとき。
- 6 急速に契約するのでなければその機会を失うおそれがあるとき、又は著しく不利な価格その他の条件をもって契約を締結しなければならないおそれがあるとき。
- 7 当協会の行為を秘密にする必要があるとき。
- 8 官公署と契約するとき。
- 9 契約による予定価格が次に掲げる場合に該当するとき。
  - (1) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
  - (2) 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
  - (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借入れるとき。
  - (4) 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
  - (5) 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
  - (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
- 10 運送又は保管をさせるとき。
- 11 外国で契約するとき。
- 12 その他競争に付することを不利とする特別の理由があるとき。